五　教育関係職員その他の関係者に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

3～7　［略］

8　大学院振興専門官は、大学院における教育の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに専門的、技術的な援助及び助言（専門教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

9　公立大学専門官は、公立大学における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言（総合教育政策局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）並びに公立大学法人に関する専門的事項についての処理に当たる。

（専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官、新技術教育推進専門官及び教員養成企画専門官）

第三十八条　専門教育課に、専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官、新技術教育推進専門官及び教員養成企画専門官それぞれ一人を置く。

2　専門職大学院室は、次に掲げる事務（教育職員の養成のための教育に係るものを除く。）をつかさどる。

一～五　［略］

3～7　［略］

8　教員養成企画専門官は、大学における教育職員の養成のための教育の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

（宗教法人行政室及び研究官）

第八十五条　宗務課に、宗教法人行政室及び研究官一人を置く。

2～4　［略］

5　研究官は、命を受けて、宗務課の所掌事務のうち専門的事項についての調査及び研究並びに指導及び助言に当たる。

附　則

（初等中等教育局教育職員政策課校務改善支援専門官の設置期間の特例）

第四条　第二十五条第一項の校務改善支援専門官は、令和十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（初等中等教育局教育職員政策課教員免許・研修企画室教員関係情報システム専門官の設置期間の特例）

第五条　第二十五条第三項の教員関係情報システム専門官は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（初等中等教育局修学支援システム専門官の設置期間の特例）

第六条　第三十二条第一項の修学支援システム専門官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

第七条～第十一条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

五　教育関係職員その他の関係者に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

3～7　［同上］

8　大学院振興専門官は、大学院における教育の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに専門的、技術的な援助及び助言（総合教育政策局及び専門教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

9　公立大学専門官は、公立大学における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言（初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）並びに公立大学法人に関する専門的事項についての処理に当たる。

（専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び新技術教育推進専門官）

第三十八条　専門教育課に、専門職大学院室並びに企画官、産学連携教育推進専門官及び新技術教育推進専門官それぞれ一人を置く。

2　専門職大学院室は、次に掲げる事務（総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～五　［同上］

3～7　［同上］

［項を加える。］

（宗教法人行政室）

第八十五条　宗務課に、宗教法人行政室を置く。

2～4　［同上］

［項を加える。］

附　則

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

第四条～第八条　［同上］